

## 留学エージェント業務約款

### 第1条 基本約款

サポート・プログラム申込みご希望の方は、当規約約款を承諾の上、アーエデュケーション株式会社（以下「当社」と言います）に対し、プログラムに含まれる各種サービスを申込みものとし、当約款を承認し該当する条項が適用されるものとします。

### 第2条 プログラム契約の成立

申込みは、当社指定の申込みフォーム、もしくは別途各教育機関の申込み書等に必要事項を記入し、電子フォーム、電子メール、FAXを利用して当社へ申し込み事項を提出した時点をもって申込みとします。同時に、当社を通じて学校へ提出することに同意されたとみなされます。成立は、当規約に基づき当社が申込みを承諾した際に成立するものとします。

### 第3条 申し込みの条件

本約款で当社が提供できるサービスについて、申込みができる申込者（以下申込者という）は、次の各条件を満たした者に限ります。

申込み手続きを行う学校、留学プログラム、その他留学に付随するサービスが規定する年齢、性別、資格、技能その他参加、入学条件を満たしていること。

申込者（同居親族を含む）が反社会的団体会員でないこと、または同団体との付合いが一切ないこと。

### 第4条 当社からの申込み拒否事由

当社は、申込者が以下に定める事由に該当するとき、申込みをお断りする場合があります。

- (1) 申込希望者が年齢、性別、資格、技能その他参加、入学条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- (2) 18歳未満の未成年者であった場合に、親権者（保護者）の同意を得ていない場合。
- (3) 申込者が希望するプログラムの申込み期限までに、必要手続きの完了する見通しがない場合。
- (4) 申込者の連絡先に当社から電話や電子メール等の手段で連絡をするも期日までにご返信がない場合。
- (5) 申込希望者の健康状態が渡航に適さないと当社が判断した場合。
- (6) 申込希望者が参加する意思が無いと推測できるとき、参加の意思以外の目的で申込希望をしていると推測できるとき。
- (7) 過去に海外の滞在先国への入国拒否やビザ取得拒否をされたことがあったり、国外退去を命じられたことがあったり、警察に拘留されたり、犯罪を犯したことがある等の場合とそれを秘匿していたことが発覚した場合、その他当社が不適切と判断する場合。

### 第5条 当社からの契約変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公庁からの命令など当社の不可抗力による事態が発生し、当社の当初の予定業務の履行が出来ない場合は、申込者に速やかに事情説明の上、契約内容を変更、解除することができるものとします。

### 第6条 申込者からの契約キャンセル

申込者はいつでも各号に定める取消し料金を当社に支払うことによりエージェント契約をキャンセルできます。

申込者が、当該留学エージェント契約との手数料とは別に、当社を通じて契約を交わす学校との契約書、滞在先などとの契約については、その契約先との規定（返金規定など）がございましたので、それらの契約に従うもの

とします。

契約キャンセルの通知は、電子メール、郵送にて受け付けます。契約キャンセルの受付日は、当社がそれら方法により契約キャンセルの申告を受け取った日とします。

当該契約キャンセルのための手数料（以下キャンセル料という）がかかります。

1. 当社手数料の、お手続きの契約途中キャンセルに伴うキャンセル料につきましては、お申し込みを頂き、当社からその内容についてご確認いたします「確認書」メールを送付いたしますので、その内容をご確認頂いてご了承確認がとれた時点をキャンセル料の発生開始時期としております。お申し込みを頂いてもその時点ではまだキャンセル料なくキャンセルが可能です。当社からの確認書にご了解のご返信を頂いた以降のキャンセルにつきましては、10,000円、ご返信日から7日目以降のキャンセルは15,000円、学校への出願を完了以降のキャンセルは20,000円、学校手続き終了後または滞在先が確定しました以降は手数料全額をお支払頂く必要がございます。※お申込者が未成年者の場合、確認書の返信欄に保護者の同意欄を設けております。また別途ご郵送書類にも同意書を同封しておりますので、ご同意頂いた時点で未成年者の取消権は消滅します。
2. 申込者は、次の場合は、前1.の規定にかかわらず、キャンセル料金を支払うことなくエージェント契約を解除できます。天災地変、戦乱、暴動、官公庁の命令など不可抗力により事態が発生し、エージェント契約のサポート業務の実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
3. 申込者の自己都合による学校契約・滞在先契約の取り消しについては、契約を行う学校の規定書、滞在先の規定書によるため、当社の契約では扱いませんが、各号の自己都合の契約の取り消しについては、弊社では一切受け付けできません。
  1. 学校環境・立地・設備・授業への不満
  2. 講師や学校職員、参加者への不満
  3. コースおよび配属クラス、配属級への不満

滞在先の申込者から、下記各号の自己都合による取り消しについても同様に当社では受け付けません。

4. 同居している他の学生への不満
5. 滞在先環境・立地・設備への不満

### 第7条 当社からの解約

当社は、次に定める場合に限り、催告の上、本契約を解除することができます。

- (1) 申込者が虚偽の申告をしたとき
- (2) 病気その他の事由により利用者が留学プログラムへ参加できないと判断したとき
- (3) 申込者又はその関係者が他の利用者に迷惑を及ぼし、若しくは当社の円滑な運営を妨げたとき又はその可能性が極めて高いと判断したとき
- (4) 天災地変、戦乱又は暴動、運輸機関等の事故又は争議行為、官公庁の命令その他当社の責に帰さない事由により、本サービスの提供が不可能になり、又は不可能になる可能性が極めて高いと判断したとき
- (5) 利用者が定められた期日までに本サービス施行に必要な書類を送付しなかったとき
- (6) 利用者が長期にわたり連絡不能又は所在不明となったとき

(7)利用者が定められた期日までに留学プログラム費用を支払わなかったとき

(8)その他申込者が当社の手配に支障をきたす場合（暴言、威圧等含む）

## 第8条 代金支払い

当社は、当社手数料と、学校、滞在先機関などの請求額をお客様に代金請求をし、必要機関へ代金の支払いを代行します。代金支払いは、当社銀行口座へお振込み頂きます。

## 第9条 代金支払い方法

代金は、当社指定銀行口座へお振込み頂きます。送金手数料は申込者の負担とします。

## 第10条 請求額の変更

- 1 学校、留学プログラムが提供する金額が改訂されたときは、変更された金額との差額をご負担頂きます。
- 2 各学校やその他留学プログラムが特別価格設定を行っている場合は、期間の定める期日までの支払いを行って頂きます。
- 3 当社が提供する例外的なサポート料金が生じた場合、一度支払いが完了した後の代金の変更・返金は行いません。
- 4 契約成立後に、学校や留学する国の規定・規約の変更により留学プログラムが変更になる可能性があります。また学校寄宿舎などを利用する場合、その学期の滞在日数等の理由により支払い総額が学校の申込契約成立時から増減が生じる可能性があります。
- 5 書類のご準備中に、為替レートの大変動や天災地変、戦乱、暴動、官公庁の命令など不可抗力により大幅に金額が変更になった場合には差額をご負担いただく場合があります。

## 第11条 当社の免責事項

お客様が以下の事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は責任を負いません。

- (1)当社による各種手配に関しましては、地震、津波等の天災、火災、ストライキ、洪水、疫病、戦争、暴動、内乱、テロ、運輸・宿泊機関、学校などの倒産、買収、移転、事故や争議行為、学校のコースの未開講、内容、条件や費用等の変更、ビザ制度の変更、渡航制度の変更など、当社の管理下でない事由の責任は一切負いかねます。
- (2)当社は、当社の責任に帰さない事由によって生じる精神的、経済的、物質的な損害、損失に対する責任は一切負いかねます。
- (3)お申し込み後、渡航前にお申込者の資格・経験や能力などによって当社による手配が不可能であることが判明した場合、費用は当社の返金規定に従って返金いたします。ただし、虚偽の資格や経験の申告など、申込者の責任に帰すべき理由による場合はこの限りではありません。
- (4)お申込者が航空券、パスポートまたはビザを取得できない場合、または何らかの理由によって入国を拒否された場合や出国を余儀なくされた場合、当社は一切の責任を負いかねます。
- (5)第6条3項に記載の事由による不満について当社は一切の責任を負いかねます。
- (6)当社は入学までの手配を請負ますが、入学後の学校との争議に関しましては、申込者個人の責任で解決すべきものですので、当社は責任を負うことができません。ただし、出来得る範囲でお客様のサポートを行います。
- (7)現地で筆記試験、実地試験、試験期間などが定められている場合、当社はその可否に関して責任を負いかねます。
- (8)申込者が研修開始または面接の実施後、引き受け先の見地から研修にそぐわないと判断され、研修を打ち切られた場合は学校の規定に従って頂き、当社は一切の責任を負いかねます。

(9)当社は、研修（体験）の内容を保証するものではありません。(10)滞在先との争議に関しましては、お申込者個人の責任で解決すべきものですので、当社は責任を負うことができません。ただし、出来得る範囲でお客様のサポートを行います。また、宿泊施設の手配が学校によってなされた場合、学校とお申込者との直接の関係によって、争議を解決して頂きます。ただし、出来得る範囲でお客様のサポートを行います。

(10)当社は、サービスの一環として、当社提携先会社に業務の一部を委託する場合がありますが、当社の故意又は過失に基づかない内容に関しましては、当社で責任を負うことができません。ただし、出来得る範囲でお客様のサポートを行います。

## 第12条 当社の現地サポート

現地では、当社がお手続きを受任した契約期間中、現地基本サポートとしてカカオトークでのご連絡を無償でお受けするサービスを提供します。ご質問やご相談等での現地でのご連絡は緊急事態の場合を除き「平日」の「10:00～20:00」で承ります。カカオトークのメッセージ、電話等も、基本サポートの範囲は特別な緊急時以外、平日の上記時間内のみとします。上記で緊急というのは、事故、警察沙汰等、急病のどうしてもリアルタイムで連絡しなければならぬことに限ります。緊急性の判断は当社の判断に従って頂きます。

現地滞在中に申込者だけでは解決できず、カカオトークメッセージや電話等では解決できない問題が発生したと判断した場合、当社スタッフが現場に駆けつけます。その場合、申込者同意の上で出動しますが、別途、車両手配などが必要な場合や、交通費、出張料金を時間、必要スタッフの人数によって申込者に後日請求いたします。

その他、現地サポートに関しましては、別途現地サポートのページをご参照ください。

なお当社の現地サポートサービスは、第13条に反する行為があった場合には、ただちにサービスの提供を中止します。

## 第13条 禁止事項

当社は、利用者の以下に該当する、またはその恐れのある行為は一切禁止します。これらに反する場合は契約違反として損害の賠償を請求する場合があります。

- (1)公序良俗に反する行為
- (2)犯罪行為および犯罪行為に結びつく行為、その加担行為
- (3)法令等に違反する行為
- (4)当社及び他の利用者もしくは第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (5)当社及び他の利用者もしくは第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
- (6)当社及び他の利用者もしくは第三者に不利益を与える行為
- (7)当社及び他の利用者もしくは第三者を誹謗、中傷する行為、および傷害行為、威圧行為、暴言等の行為
- (8)当社の運営を妨害、或いは当社の信頼を毀損するような行為

## 第16条 個人情報保護の取り扱い

- (1)当社は当サービスにおいて入手した個人情報に関して当サービスの達成目的以外にお客様の承諾なく他の目的に利用しません。(2)当社は、お客様本人の同意なく、第三者に対し個人情報を開示・委託・提供することはいたしません。但し、手配の必要性のあるサービス提供の目的に限り、取得した個人情報を留学先の教育機関・保険会社、提携先等、必要に応じて委託・提供いたします。
- (3)当社は個人情報等の開示、変更、削除の求めがあった場合には、お客様ご本人であることを確認の上、当社規定に基づき速やかに対応いたします。



#### 第 17 条 協議事項

本規約に定めのない事項、又は本規約の解釈について疑義が生じた場合は、当社と利用者は誠実に協議し、誠意をもってその解決にあたるものとします。

#### 第 18 条 準拠法及び管轄

本規約に関する紛争については、日本国の法令を適用し、本規約について訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じ、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 19 条 発行期日及び約款の変更

本約款の内容は 2012 年 12 月 1 日以降に申込まれる契約に適用されます。但し、事情により告知なしに変更されることがあります。変更があった場合は最新の契約条項を適用します。